

令和元年6月19日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13325

研究課題名(和文)同性愛・性同一性障害の東洋家族紛争 - - 欧米との比較による脱構造主義的分析

研究課題名(英文) Family Law Disputes of LGBT People in East Asia and their Theoretical Analysis: Focusing on Post-Structuralism

研究代表者

吉田 邦彦 (Yoshida, Kunihiko)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：00143347

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：同性愛者(LGBT)の家族法上の問題は、その婚姻・親子関係の可否をはじめ、雇用・社会保障・相続等の問題があるが、東アジアでは、台湾を別として、日本・韓国・中国共に、性同一性障害者を中心とする議論以外にはあまりなく、欧米の状況と比較すると、かなり遅れた状況にある。

本研究では、その克服の方途を探ることはもとより、さらに、LGBTに適合的な家族法、さらにはその救済に適合的な批判的な基礎理論として、従来の支配的な批判理論としての各種のフェミニズム法学理論との比較で、いかなる新たな展開になるのかを考える。その際、構造主義的なフェミニズム批判、さらには単純な新古典的な自由主義(市場主義)批判に契機を探る。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、同性愛ないしLGBT問題という現代的課題であり、しかもわが国での取組みは、諸外国の状況と比較すると見劣りがする状況である。そういう中で、従来は性同一性障害を巡る議論に終始した枠組みを広げて、東アジア、さらに欧米を踏まえた比較法的考察を通じて、同性愛問題一般を論じている。そして本研究ではとくに、(実践的取組みと共に)理論的問題を分析するものであり、類例がなく、わが国ではオリジナルな取組みである。しかも実践的にも、分担者鈴木は、台湾の事情に通じていることなどから、わが国での婚姻法の実を挙げるために、札幌などでのパートナーシップ制度の実現に向けて尽力して成果を上げ、社会的意義も大きい。

研究成果の概要(英文)：Family law issues regarding LGBT people include: first, (1)gay marriage and its legality, (2)related issue of adoption, and then, (3) employment discrimination, (4)possible pension and social security, (5)succession etc.

Generally the situation in East Asia that focuses on only gender identity disorder patients, is far behind that of the USA and European countries, except Taiwan. In this research, pragmatic solutions to overcome these obstacles and predicaments, should be pursued pragmatically. Furthermore, the theoretical foundation that matches with LGBT people, should be examined, compared to prevalent critical feminist theories such as cultural feminism and power-relationship feminism. Then, the post-structural theory should be focused as the criticism of gender-role feminism, on the one hand, while liberty oriented theory should be criticized as neo-classical theory: thus, the context-dependent theory that should be attentive to vulnerable LGBT people should be pursued.

研究分野：民法及び批判法学理論

キーワード：同性愛(LGBT) 性同一性障害 婚姻法 脱構造主義 多元主義

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19（共通）

1. 研究開始当初の背景

昨今の家族法学において、欧米と東アジアの顕著な対立を示すのは、性同一性障害、さらには同性愛者に関する結合、婚姻に関する議論である。本研究では、既に進めてきた研究をさらに深化させ、また理論研究として、脱構造主義的な理論をこの領域の基礎理論として着目し、今後の比較法研究の基礎を提供する（論争的なテーマであるが、できるだけ原理的な摺り合わせを行う）ものである。

この背景としては、欧米における同性愛ないしLGBTに関する性的（性志向）マイノリティの家族法上の位置づけに関する研究・実践的議論、そして婚姻制度自体の批判論については、欧米とわが国など東アジアとの間に顕著な隔絶があり、特にアメリカ法学においては、近時いくつかの憲法判例で大きく同性愛の婚姻規制に関する違憲説が急速に台頭するに至り、東アジア水準からは、想像のつかない事態になっている（東アジアでも同様ではなく、台湾などが、一番進歩的である）。本研究では、この比較法的相違に刺激を受けつつ、（1）法文化・法実態的なところに留意し、（2）性同一性障害への対処など身近な法制度から全貌を考察し、（3）その上でこうした変貌をもたらす原理・思想的な論議にも注目をし、分析対象とすることも本研究の特色で、欧米での豊かな議論、特にアメリカにおける膨大な文献の蓄積の研究を前提とすれば、本研究は、同性愛問題の比較法考察からは、当然に出てくるべき研究である。

2. 研究の目的

第1に、「性同一性障害」の議論（隣国（韓国）の状況との比較法的考察）から進めて、同性愛研究全体の比較法水準からは、如何に限定された特殊な状況であることを示し、その上で、諸外国での議論に即して、「同性愛」を巡る紛争を多面的・実証的に検討する。例えば、雇用・職場差別、住宅差別、医療問題（エイズ問題）、家族形成などに関する紛争を、セクハラなどのジェンダー紛争との比較考察から行う。さらに第2に、本研究の特質として、ジェンダー問題・フェミニズム研究にも視野を広げて、その原理的・思想的な研究とを比較考察の対象とし、そこで有力な構造主義的考察、本質主義的考察が、果たして同性愛（LGBT問題）にも妥当するのか、むしろそうした手法には限界があると見通し、その原理分析を行うことを本研究の主眼とする。

また付随的に、東アジアと欧米での議論の格差、隔絶がどこに由来するかについて、その法文化的相違との関係など（台湾が東アジアで例外的ならば、それが何によるか）も検討する。

3. 研究の方法

本研究は、わが国の家族法の大きな欠落を充填するものであり、また（まだ抑圧されている状況ではあるが）同性愛問題の研究についての現実的需要もある。そうした中で、本研究は、法制度的レベルでの比較法的研究も行うが、さらに立ち入って、その原理・思考様式の批判研究にも精力を注ぐ。性的志向は婚姻制度・個人の結合のあり方・アイデンティティという社会の組み立ての根本問題であり、諸外国の法学分野の一大領域を形成しており、そうした世界水準に引き上げることを目指すから、社会的意味も大きい。

第1に、同性愛者・性同一性障害者に対する差別の実態研究、第2に、その法教義的分析、第3は、その原理的・思想的な研究に分けられる。諸外国で議論が多い課題なのに、わが国では、未だ性転換・性別変更の要件などの断片的な議論があるに止まり、それを包括的、多面的に行うのが本研究であるが、上記の3つの側面に即しつつ、他方で、その各々について、比較法的分析を行って、従来の欠を埋める。すなわち、第1については、近隣諸国の状況も現場考察を通じて調査して、欧米と比較し、第2については、欧米の法学文献研究、第3については、理論研究が最も進むアメリカ法学に主に狙いを定めて、従来のフェミニズム研究の理論研究も踏まえて精査する。

4. 研究成果

本研究で主眼をおいた、LGBT問題の基礎理論については、フェミニズム法学理論の3つの系譜(すなわち、第1に、男性志向的フェミニズム、第2に、女性志向的なフェミニズム、第3に、権力構造論的なフェミニズム(とくにC・マッキノン教授のそれ)がある)との対比で、性役割を固定的に捉える構造主義的モデルであるとして、それではLGBT問題に適合的ではないとして、脱構造主義の批判が出され(ハリー教授)本研究もこの延長線上にある。しかしこれに対しては、男性志向的フェミニズム的なりバタリアンの帰結になるのではないかという反批判もあり、混沌とした状況であり、LGBT的コンテクストを踏まえた類型化が求められる。

またこれに関連して、諸外国ではLGBTも踏まえた家族法の多元主義モデルが有力に示されて、しかしこれも『選択』『自律』を重視すると、新古典的な市場主義(新自由主義)モデルになるのではないかの議論があり(アロニ准教授) LGBTの弱者保護を踏まえたデフォルト・ルールをどのように設計するかの理論的課題を意識している。

他方で、実証主義的なLGBT当事者が受ける差別的待遇解消に向けての実践的取組みは、とくに分担者鈴木が行ったが、雇用・社会保障・医療保障面での差別克服の課題については、諸外国で膨大な文献が蓄積されており、その文献的な検討は、将来的課題にもなった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 9件)

- 鈴木賢ほか・「LGBT」はどうつながってきたのか(北大大学院文学研究科応用倫理・応用哲学研究教育センター、2019) 査読なし
 - 鈴木賢「パートナーシップ制度の現状、そしてその先にあるもの」月刊自治研705号(2018) 査読あり
 - 鈴木賢「法的権利を獲得してゆくLGBT 札幌、台湾での成功」世界897号(2017) 査読あり
 - 水野紀子「多様化する家族と法的課題 日本」日仏文化86号(2017) 査読あり
- など

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 3件)

- 吉田邦彦・民法学と公共政策講義録 批判的・横断的民法のすすめ(具体的法政策学)(信山社、2018) 総頁は、222+xvii頁、その内とくに102頁以下。
- など

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：鈴木賢

ローマ字氏名：Ken Suzuki

所属研究機関名：明治大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：80226505

研究分担者氏名：水野紀子

ローマ字氏名：Noriko Mizuno

所属研究機関名：東北大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：40114665

(2)研究協力者 特になし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。